

増える飲酒運転

飲むなら乗るな

乗るなら飲むな——の徹底を

まず、下の〈表Ⅲ〉をご覧ください。今年は、昨年に比べ、無免許事故と飲酒運転事故が約倍近く増えています。市内では、飲酒運転による死亡事故も相次いで発生しています。

“お酒を飲んで車を運転してはならない。ことは、誰でも知っているはずですが。

しかし、「あまり酔っていないから」とつい車を運転してしまう。これが大きな事故に結びつきます。

道路交通法では、酒気帯

び運転は3ヵ月以下の懲役または、3万円以下の罰金に科せられるとともに、違反点数は6点で運転免許証は停止されます。

また、酒酔い運転の場合は、2年

以下の懲役または、5万円以下の罰金に科せられ、違反点数は15点で運転免許証は取り消されます。

飲酒運転で罰せられるのは、ドライバーだけではありません。

これから車に乗ろうとする人に酒を提供したり、勧めたりすることも禁じられています。

年末になると、忘年会や仕事の帰りなどで、お酒を飲む機会が多くなりますが、同時に飲酒運転による交通事故も増えます。

「ほんの一杯だけ」が命とりになりかねません。

富士警察署では、ドライバーに対して、「飲むなら乗るな、乗るなら飲むな」の鉄則を自覚してほしいことと、家族やまわりの人たちにもこれを守ってほしい——と強く呼びかけています。



〔横断歩道は手をあげて〕

事故が圧倒的に多くなっていますが、原付車運転中の事故も増えています。

老人になると、歩行中・原付車運転中、自転車乗車中など、いずれも平均しています。

次に、死亡者19人の事故別状態をみると、一番多いのが原付・自動二輪運転者の7人、次に歩行者の5人、自転車運転者の3人となっています。

原付・自動二輪車と自転車で、死亡者の約半数以上を占めているので、十分な注意が必要です。

さらに、今年を事故を道路別の構成率でみると、市道が58%、国道1号線と県道がそれぞれ13%の割合で発生しています。

〈表Ⅲ〉昭和56年の特殊事故（1月～10月）

事故別	昭和56年			昭和55年		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
無免許事故	22	0	26	14	3	13
飲酒運転	72	4	93	40	4	42
バス	5	0	12	2	0	3
二輪車	106	2	119	106	2	119
原付車	212	5	204	193	0	197
踏切	2	0	3	1	1	0

富士駅北口広場横断歩道橋に

青年ブロンズ像が完成



富士市の表口玄関として、整備されている富士駅北口広場横断歩道橋に、青年ブロンズ像が完成しました。

このブロンズ像は、伸びゆく産業文化都市を象徴しており、男性像が「飛躍」、女性像が「黎明」を表わしています。

「飛躍」は、限らない産業文化都市の飛躍発展を、「黎明」は、「夢とロマン」につつまれた市民文化の夜明けを意味しています。像の高さは、男性像が二メートル、女性像が一メートル四十センチ。

制作者は、賀茂郡松崎町に住む彫刻家、松田裕康さんです。

市民の皆さんも、この像を新しい心のやすらぎの場として、いつまでも大切に目守ってほしいと思います。